

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、愛媛県や内子町の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転、又は除却に係る町長への届け出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるような措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は所有者に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議の上、実施することとする。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 県及び町指定文化財

県及び町指定文化財は、県及び庁の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

文化財保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととし、内子町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の活用も含めて協議を行う。

(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

また建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や町指定文化財等への登録・指定も視野に検討する。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の特徴を踏まえ外観を主対象に現状の維持・保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第4条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 愛媛県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合。
- ② 内子町文化財保護条例の規定に基づく町指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合。
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。